

第85回 定時株主総会 招集ご通知

京極運輸商事株式会社

証券コード：9073

開催
日時

2025年6月25日（水曜日）
午後2時（受付開始：午後1時）

開催
場所

東京都中央区日本橋浜町二丁目59番1号
中央区立総合スポーツセンター
4階（第1・第2会議室）

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件

目次

第85回定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
計算書類
監査報告書

株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取りやめさせていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。

(証券コード9073)

2025年6月10日

(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)

株主の皆さまへ

東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号

京極運輸商事株式会社

代表取締役社長 立 岩 敦

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますことをご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kyogoku.co.jp/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記にアクセスして、銘柄名（京極運輸商事）又は証券コード（9073）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。

東京証券取引所（「東証上場会社情報サービス」というサイト）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午後2時（受付開始予定：午後1時）

2. 場 所 東京都中央区日本橋浜町二丁目5番1号
中央区立総合スポーツセンター4階 第1・第2会議室
（ご来場の際は末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項 第85期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

-
1. 本株主総会にご出席される株主様は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 3. インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものいたします。
 4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきま

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。電子提供措置事項に記載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2025年6月25日（水曜日）午後2時

会場 中央区立総合スポーツセンター4階（第1・第2会議室）

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

2. 書面で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月24日（火曜日）午後5時30分到着分まで

3. インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2025年6月24日（火曜日）午後5時30分まで

◎複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンとで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

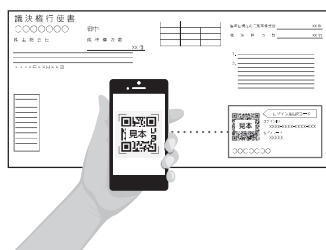
◎議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトログインすることが可能です。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

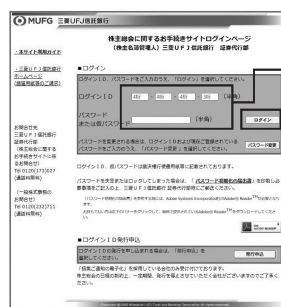
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリック。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案

剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第85期の期末配当につきましては、当期の業績及び財務内容等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、28,747,010円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月26日

第2号議案

取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（3名）は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
1	新任 きた やま たけ のり 北 山 剛 規 (1967年5月9日生)	1990年 4 月 日本石油株式会社入社 (現 E N E O S 株式会社) 2010年 7 月 J X日鉱日石エネルギー株式会社九州支店販売1グループマネージャー (現 E N E O S 株式会社) 2014年 4 月 J X日鉱日石エネルギー株式会社東北支店副支 店長 (現 E N E O S 株式会社) 2015年 4 月 株式会社 E N E O S ウィング執行役員経営企画本部長 2016年 4 月 株式会社 E N E O S ウィング取締役経営企画本 部長 2018年 4 月 J X T G エネルギー株式会社関東第1支店副支店長 (現 E N E O S 株式会社) 2021年 4 月 株式会社 E N E O S フロンティア執行役員経営 企画副本部長 2023年 4 月 株式会社 E N E O S フロンティア執行役員経営 企画本部長 2024年 4 月 株式会社 E N E O S フロンティア常務執行役員 経営企画本部長 2025年 4 月 当社社長付（現任）	0株
＜取締役候補者とした理由＞ JX日鉱日石エネルギー株式会社（現ENEOS株式会社）にて、販売関係業務に長年従事し、傘下特約店の経営指導を行うなど、燃料油販売の中心的な役割を担ってきました。また、販売子会社の役員という立場で会社経営の経験も積んでおり、経験・知見ともに優れた人材であることから取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
2	再任 たて いわ あつし 立 岩 敦 (1964年4月26日生)	1989年4月 日本石油株式会社入社 (現ENEOS株式会社) 2014年4月 JXエネルギー株式会社販売部受注配送グループマネージャー (現ENEOS株式会社) 2017年4月 JX T Gエネルギー株式会社北海道支店副支店長 (現ENEOS株式会社) 2019年4月 当社社長付 2019年5月 京極石油株式会社代表取締役社長 (現任) 2019年6月 当社常務取締役 2025年1月 当社代表取締役社長 (現任) (当社における担当) 2024年10月 営業サポート部、経理部、総務部 (重要な兼職の状況) 京極石油株式会社代表取締役社長	2,900株
<取締役候補者とした理由> JXTGエネルギー株式会社 (現ENEOS株式会社) にて、石油輸送と関係の深い受注配送に携わり、物流業界の状況・文化や物流に係るシステムに精通しております。また、同社で培われた知識と見識は、当社の経営に参画して以降、随所に活かされており、今後も当社の発展に寄与するものと期待できることから取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
3	再任 すず き ひで き 鈴 木 秀 樹 (1967年6月24日生)	1989年 4 月 当社入社 2007年 4 月 当社京浜支店倉庫グループマネジャー 2014年 6 月 当社京浜支店副支店長 2016年 6 月 当社京浜支店長 2021年 6 月 当社取締役京浜支店長 2023年 4 月 当社取締役内部監査室長 2023年12月 当社取締役デジタル推進室長 2024年 6 月 当社常務取締役（現任） (当社における担当) 2025年 1 月 デジタル推進室、人事部、営業部、京葉支店、川崎支店、鹿島支店、倉庫事業部	1,900株
		＜取締役候補者とした理由＞ 入社以来、現業における倉庫・通関・港湾運送業務に従事し、その専門分野での知識と経験が豊富であります。貨物運送業が主力である当社にとって、倉庫業及び通関・港湾運送業における今後の展開は重要な課題であり、当社経営においてその手腕を十分に発揮できるものと判断し、取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
4	再任 ふか ざわ あき ひさ 深 澤 晶 久 (1957年7月21日生)	1980年 4 月 株式会社資生堂入社 2009年 4 月 同社人事部人材開発室長 2011年 6 月 同社人事部キャリアデザインセンター長 2014年 4 月 実践女子大学大学教育研究センター特任教授 2018年 4 月 同大学文学部国文学科教授 2020年 4 月 同大学文学部国文学科教授 学長補佐（現任） 2021年 6 月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 実践女子大学文学部国文学科教授 学長補佐	
	<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 人材育成全般に関わる人的資源管理の領域やキャリア教育及び経営学を専門として、大学や企業向けに幅広い活動を行っております。また、文部科学省や東京商工会議所などの各種委員会委員を歴任しており、これらの豊富な知識や経験からの客観的な意見は、当社の健全な発展に寄与するものと期待し、社外取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
5	新任 ささ もり りょう こ 笹 森 良 子 (1962年2月9日生)	1984年4月 株式会社三越（現株式会社三越伊勢丹）入社 2016年4月 同社執行役員 営業本部商品統括部リビング 統括部長 兼 統括部付（コンプライアンス担 当） 2018年4月 同社参与 関連・不動産事業本部付 兼 株式 会社三越伊勢丹プロパティ・デザイン商業施 設部 2019年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 参与 株式会社エムアイ友の会代表取締役社長 2021年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 参与 取締役会室監査委員会運営部組織監査 （現グループ監査）担当 2024年12月 株式会社FPG社外監査役（現任） （重要な兼務の状況） 株式会社FPG社外監査役	
<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 国内大手百貨店在籍中に、主に新規事業として商業不動産を行う事業部、百貨店営業及び商品統括 を行う営業本部において要職を歴任されたのち、営業本部の執行役員に就任されました。また、同百 貨店のグループ会社の代表取締役社長という立場で会社経営もされており、これらの豊富な経験・知 見からの客観的な意見は、当社の健全な発展に寄与するものと期待し、社外取締役候補者といたしま した。			

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 深澤晶久氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
- 3 当社は、社外取締役との間において、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、深澤晶久氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令で定める額とします。また、笹森良子氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。
- 4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害につき、5億円を限度として当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 5 深澤晶久氏及び笹森良子氏は、社外取締役候補者であります。また、2氏が取締役を選任された場合、2氏は東京証券取引所（スタンダード）が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員となります。

以 上

事業報告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、インフレの落ち着きによる実質所得の増加などを背景に緩やかな成長トレンドが続くと見られておりますが、米国のトランプ政権による自国第一の政策に世界経済は左右されると予想されます。

国内においては、賃上げ率は3年連続で加速し高い伸びとなりましたが、物価の影響を考慮した実質賃金は、ようやくプラスに転じ始めたところで、個人消費は鈍い回復にとどまっております。また、人口減少や超高齢化社会の進行、それに伴う労働力不足や介護問題の深刻化などが予想されることなどから、経済情勢は依然として先行きは不透明な状況が続いております。

石油・化学品を取扱う物流業界は、半導体不況や物価高騰に起因した買い控え等による物量の減少、その一方で「物流の2024年問題」に象徴される輸送力不足とコスト上昇が顕在化するなど、苦戦を強いられる状況が続いております。

当社におきましては、このような状況下、荷主様への適正運賃適用の要請とドライバー確保を目的とした賃金制度の見直しを実施し、輸送力の確保を最優先に取り組んでおります。

また、2024年度は第2次中期経営計画（2023年度～2025年度）の2年目にあたり、持続的な企業価値向上の視点から、事務職・技能職の年間所定労働時間の削減等労働環境の整備を行い、事務処理の効率化を図る観点から業務のデジタル化を強力に推進してまいりました。

こうした結果、当社の売上高は、前期比472百万円増の6,838百万円となりました。

営業利益は、前期比2百万円増の20百万円となり、経常利益は、前期比18百万円減の76百万円となりました。

今後も経済の先行きは不透明で予断を許さない状況が続きますが、引き続き全従業員の力を結集させ、業績向上へ取り組んでまいります。

(2) 事業別の状況

事業別売上高実績表

事業	期 別	第 84 期 (2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月31日まで)		第 85 期 (当期) (2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで)		前期比
		金 額	構成比	金 額	構成比	
国 内 輸 送 事 業		3,378,899千円	53.1%	3,862,245千円	56.5%	114.3%
国 際 物 流 事 業		636,066千円	10.0%	609,356千円	8.9%	95.8%
ドラム缶・ペール缶事業		2,350,497千円	36.9%	2,366,079千円	34.6%	100.7%
合 計		6,365,462千円	100.0%	6,837,680千円	100.0%	107.4%

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

◇ 国内輸送事業

売上高の主たるものは石油類及び化学品類の液体輸送です。

石油輸送業務は、需要は逡減傾向にありますが、運賃の値上げ効果により売上高は前期比6.7%増の9億2千6百万円となりました。

化学品輸送業務は、子会社の吸収合併及び運賃の値上げ効果により売上高は前期比16.9%増の29億3千6百万円となりました。

この結果、両業務を合わせた売上高は前期比14.3%増の38億6千2百万円となりました。

◇ 国際物流事業

輸出入貨物を取り扱う通関業及び倉庫業を行う事業です。

中国経済の減速、ウクライナ紛争、米中関係の悪化といった外部環境の影響を受け、特に化学品を中心とした輸出貨物の取扱量が大幅に減少しました。この結果、通関部門の売上高は前期比3.2%減の1億8千4百万円となりました。

また、倉庫事業部門においては同様の影響に加え、国内化学品メーカーの生産調整による荷動きの低迷が重なり、売上高は前期比4.6%減の4億2千5百万円となりました。

結果、部門全体では、売上高は前期比4.2%減の6億9百万円となりました。

◇ ドラム缶・ペール缶事業

ドラム缶等の販売及び配送を行う事業です。

販売業務は、鋼板価格や光熱費高騰による価格値上げを実施しましたが需要減による販売数量の減少により、売上高は前期比1%減の16億4千9百万円となりました。

配送業務は、需要減に伴い輸送量は減少しましたが、配送運賃の値上げにより売上高は前期比4.7%増の7億1千7百万円となりました。

結果、部門全体では、売上高は前期比0.7%増の23億6千6百万円となりました。

(3) 設備投資等の状況

当期中の設備投資等の総額は6億9千3百万円であり、その主たるものは営業車両(リース資産含む)5億8千3百万円です。

(4) 資金調達の状況

当期中の所要資金は、自己資金及び借入金によってまかなっています。

(5) 対処すべき課題

このような情勢のもと、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルを繰り返し行うことで、業務やプロジェクトを継続的に改善し、会社全体を成長させていきます。また、当社のコアビジネスである国内輸送事業を拡大すべく、収益と投資のバランスを踏まえ検討を進めてまいります。

(ア)国内輸送事業におきましては、取巻く環境は依然として厳しく、2024年4月から施行された働き方改革により長時間労働の上限規制や、当社特有の車両や作業の特殊性も相まって、慢性的なドライバー不足に加え、燃料油価格補助金の縮小等多くの課題を抱えています。当社は、危険物をメインとした液体輸送を行っており、永遠の課題は事故防止であり、事業を拡大するうえで最も重要なポイントであると認識しております。当社の資格取得支援制度をフル活用し、多種多様な人材の確保と育成環境の改善を進め、離職率を限りなく「0%」に近づけるよう、プロジェクトを立ち上げるとともに、あらゆる環境の整備に取り組んでまいります。

荷主様に対しては、サステナビリティへの取り組みとして、新車への切り替えや低燃費タイヤの導入、車両適正化及び配送の効率化を通じて持続可能な物流ソリューションを提案し、環境負荷の軽減に努めてまいります。また、組織体制や営業体制を見直し、社内他部門とのセグメントを越えた連携を強化し、新規顧客の開拓や既存顧客との取引内容の深掘を進め、売上拡大と適正運賃の確保に努め収益基盤の多角化を図ってまいります。

一方、当社は海外から輸入される基礎化学品の物流サービスに注目し、通関部門と輸送部門が密接に連携するとともに、サービス向上に向けたマルチワークステーション（注1）の導入を検討しております。また、当社の最優先課題である「輸送の安全」につきましても、デジタルツールを活用した安全管理体制を強化し、無事故・無災害を目指し、誠実かつ正確な輸送体制の構築を目指します。これらの取り組みを通じて持続可能な成長を実現し、収益基盤の強化と企業価値の向上を目指し皆さまからの信頼を得られるよう努めてまいります。

(イ)国際物流事業におきましては、化学品の輸出貨物の取扱量減少が大きな課題となっております。今後は輸入の増加が見込まれるＩＳＯタンクコンテナ（注2）の取り扱いに注力してまいります。加えて新規取引先の取扱拡大、既存取引先との適正料金の収受、過去の取引先の再発掘にも取り組んでまいります。

また、自社倉庫に加え提携先倉庫を含めた当社の権益全体を活用し、各倉庫の特性を活かした提案型営業を行ってまいります。

セキュリティ体制においては、認定通関業者（ＡＥＯ事業者）としてコンプライアンスを重視してまいります。

(ウ)ドラム缶・ペール缶事業におきましては、鋼板価格上昇による影響は落ち着きあるものの、光熱費や人件費上昇分の価格転嫁が課題となっております。

ドラム缶等販売業務につきましては、需要は逡減してきておりますが、リターナブル（注3）のニーズは増加すると想定されるため、リユース事業を中心に展開してまいります。

ドラム缶等配送業務につきましては、デジタルツール等の活用により管理体制の樹立に努め、ドラム缶積込作業等労働環境改善を図ってまいります。

以上の施策を着実に実行する所存でございますので、株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

- (注) 1 マルチワークステーションとは、ISOタンクコンテナの保管、詰替え、加温、洗浄、点検・整備等を行う多用途作業基地のこと。
- 2 ISOタンクコンテナとは、国際標準化機構（ISO）によって規格化された液体や粉体等の貨物を輸送するためのコンテナ。ISO規格に準拠しているため、世界中で標準化された取り扱いが可能。
- 3 リターナブルとは、中身を消費した後に、返却・回収・洗浄して繰り返し使用すること。

(6) 財産及び損益の状況の推移

期 別 区 分	第82期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第83期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第84期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第85期(当期) (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売 上 高	6,244,752千円	6,321,106千円	6,365,462千円	6,837,680千円
経 常 利 益	117,158千円	107,184千円	94,314千円	75,959千円
当 期 純 利 益	96,203千円	72,725千円	98,094千円	61,195千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	31.46円	23.78円	32.35円	20.85円
総 資 産	6,282,030千円	6,257,626千円	7,296,888千円	7,423,323千円
純 資 産	2,899,172千円	3,072,619千円	3,473,187千円	3,340,334千円

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
京 極 石 油 株 式 会 社	40百万円	100.0%	石油製品の販売
日本タンクサービス株式会社	30百万円	96.7%	石油、化学品及びその他貯蔵タンクの修理、洗浄並びに配管工事

(8) 主要な事業内容

部 門	主 要 事 業 及 び 取 扱 内 容
国 内 輸 送 事 業	貨物自動車運送事業法、貨物運送取扱事業法に基づく貨物の輸送及び貨物の取扱事業
国 際 物 流 事 業	一般港湾運送事業（限定）及び通関業法に基づく税関に対する諸手続代行
	倉庫業法に基づく物品の保管、関税法に基づく保税倉庫並びにこれに附帯する荷役作業及び港湾荷役事業（沿岸限定）
ド ラ ム 缶 ・ ペ ー ル 缶 事 業	石油類容器販売及び配送

(9) 事 業 所

本 店	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号 日本橋浜町プレイス
支 店	鹿島支店（茨城県）、川崎支店（神奈川県）、京葉支店（千葉県）
事 業 部	倉庫事業部（神奈川県）
事 業 所	蔵王事業所（宮城県）、白井事業所（千葉県）、富士事業所（静岡県）、 倉敷事業所（岡山県）

(10) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
295名	8名増	50才5ヶ月	13年7ヶ月

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	450百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	171百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 3,200,000株（自己株式325,299株を含む。）
 (3) 株 主 数 2,781名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
E N E O S ホールディングス株式会社	977,271株	34.00%
ジエットエイト株式会社	159,000株	5.53%
西 北 倉 庫 株 式 会 社	157,000株	5.46%
京 北 倉 庫 株 式 会 社	156,583株	5.45%
グリーンエイト株式会社	144,000株	5.00%
株 式 会 社 タ ン ク テ ッ ク	118,300株	4.12%
高 橋 産 業 株 式 会 社	107,639株	3.74%
神奈川三菱ふそう自動車販売株式会社	101,000株	3.51%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	80,000株	2.78%
いすゞ自動車首都圏株式会社	70,000株	2.44%

(注) 持株比率は、自己株式（325,299株）を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	立 岩 敦	営業サポート部・経理部・総務部担当 京極石油株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	鈴 木 秀 樹	デジタル推進室・人事部・営業部・京葉支店・川崎支店・鹿島支店・倉庫事業部担当
取 締 役	深 澤 晶 久	実践女子大学文学部国文学科教授 学長補佐
常 勤 監 査 役	児 玉 達 也	
監 査 役	市 川 静 代	小松・三輪法律事務所 弁護士
監 査 役	瀬 瀬 良 二	菱信データ株式会社 代表取締役社長

- (注) 1 深澤晶久氏は社外取締役です。
 2 市川静代氏、瀬瀬良二氏は社外監査役です。
 3 深澤晶久氏、市川静代氏、瀬瀬良二氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員です。

当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりです。

① 辞任

2024年6月26日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、富田和宏氏は辞任により取締役を退任いたしました。

② 辞任

2024年6月26日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、吉田長司氏は辞任により取締役を退任いたしました。

③ 退任

2024年8月6日逝去のため、永嶋悦子氏は社外取締役を退任いたしました。なお、退任時までの重要な兼職の状況は東京都競馬(株)社外取締役、(株)LDH JAPAN社外取締役です。

④ 辞任

2025年1月29日一身上の都合のため、坂井文明氏は辞任により代表取締役社長を退任いたしました。なお、退任時までの担当の状況は営業部、京葉支店、川崎支店、鹿島支店、倉庫事業部管掌役員です。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員である深澤晶久氏、市川静代氏、瀬瀬良二氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令で定める額とします。

(3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

(4) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、報酬額は各々の職務内容、能力、年齢、他社役職の兼務状況等を勘案し、役職別報酬基準額の範囲内において固定報酬のみで構成されています。

取締役報酬等の決定については、指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会の決議により決定しています。取締役報酬等の額は、1989年6月29日開催の第49回定時株主総会において年額18,000万円以内と決議いただいています。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役は1名）です。

監査役報酬等の決定については、指名・報酬委員会で審議のうえ監査役の協議により決定しています。監査役報酬等の額は、2010年6月29日開催の第70回定時株主総会において年額1,800万円以内と決議いただいています。当該定時株主総会終了時点の監査役の員数は3名です。

当事業年度に係る報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	7名	48,863千円	(うち社外取締役)	2名	6,273千円
監査役	3名	14,316千円	(うち社外監査役)	2名	7,200千円
合 計	10名	63,179千円	(うち社外役員)	4名	13,473千円

- (注) 1 千円未満は切り捨てて表示しています。
2 当社は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等による役員報酬制度はありません。
3 期末現在の人員数は取締役3名、監査役3名であります。なお、支給人員での相違は、当事業年度中に退任した取締役4名が存在していることによるものです。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

- ② 社外役員の取締役会等への出席及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況	発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	深 澤 晶 久	取締役会12/13回 (92.3%)	人材育成全般に関わる人的資源管理の領域やキャリア教育及び経営学を専門として、大学や企業向けに幅広い活動を行っており、また、文部科学省や東京商工会議所等の各種委員会委員を歴任し、その豊富な知識や経験を活かし当社経営に大いに貢献されております。議案審議等につき、企業経営に関して有する知見に基づく必要な発言を行い、当社の経営上有益な助言を行っています。
取 締 役	永 嶋 悦 子	取締役会6/6回 (100%)	株式会社オリエントランド在籍中に、CS推進部、社会活動推進部等の要職を歴任し、企業の社会貢献に取り組まれました。また、文部科学省との窓口を開拓し、経済産業省、みずほ銀行や内閣府男女共同参画推進委員会等の各種委員会委員も歴任し、その豊富な知識や経験を活かし当社経営に大いに貢献いただきました。退任するまでに開催された取締役会6回のうち6回に出席し、議案審議等につき、企業経営に関して有する知見に基づく必要な発言を行い、当社の経営上有益な助言を行ってまいりました。
監 査 役	市 川 静 代	取締役会13/13回 (100%) 監査役会13/13回 (100%)	弁護士としてのキャリアを活かして当社の議案審議等への指摘、必要な意見をいただいています。
監 査 役	額 額 良 二	取締役会13/13回 (100%) 監査役会13/13回 (100%)	監査業務の知識や経験を踏まえて当社の議案審議等への指摘、意見をいただいています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の総額は31,000千円です。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する事務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意によりこれを解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備について次のとおり決定しています。

内部統制システム構築の基本方針について

当社は、会社法に基づく、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」の構築に関する基本方針を以下のとおり定め、この基本方針により構築する体制の下で会社業務の適法性・効率性の確保並びにリスク管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて、適宜見直しを行い、改善・充実を図ってまいります。

記

I. 株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定めた体制

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの徹底を当社の最重要課題として位置付け、取締役及び従業員が法令・定款及び経営理念に遵守した行動をとるための「企業行動規範」並びに「コンプライアンス規定」を定めるとともに、法令等遵守に係る相談・通報窓口として「コンプライアンス推進室」を設置している。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）については、関連資料とともに、「文書管理規定」の定めにより適切に保管・管理し、必要に応じて閲覧可能な体制を整備している。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、経営に重大な影響を与える様々なリスクを全体的に把握し、リスクが発生する場合に備え、予め必要な対応方針、体制等を整備し、発生したリスクによる損失を最小限に食い止め、再発を防止し、企業価値を保全するための「リスク管理規定」を定めるとともに、「リスク管理委員会」を設置している。

また、有事の際には、「経営危機対策規定」に従い、社長を対策本部長とする「経営危機対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会の開催

当社は、取締役会を月1回定例的に開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催し、経営上の重要事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の監督等を行っている。また、取締役会に付議される事項については、事前に十分な審議及び議論を行うことにより、効率的な職務を遂行している。

②指名・報酬委員会の設置

当社は、取締役会の諮問機関として、過半数が社外役員で構成される「指名・報酬委員会」を設置する。「指名・報酬委員会」は、「取締役及び監査役の選解任方針及び基準」、「取締役及び監査役の選解任に関する事項」、「代表取締役の選定及び解職の方針及び基準」、「代表取締役の選定及び解職に関する事項」、「取締役及び監査役の報酬体系及び報酬決定の方針」、「取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容」、「その他、取締役会が必要と判断した事項」に関する審議を行い、その結果を取締役に答申する。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に取り締役、監査役を当社から派遣し、子会社の業務の執行が適正に行われるよう監督するとともに、定期的に子会社との情報交換、人事交流等により連携体制を確立している。

②子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社は、当社企業グループ全体のリスクについて、網羅的・統括的に管理するため、当社のリスク管理規定に準拠した規定を子会社においても求め、当社企業グループ全体のリスクマネジメント推進を確立している。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社に取り締役、監査役を当社から派遣し、当社企業グループ全体の情報共有を図るとともに取締役会において、経営上の重要事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の監督等を行っており、職務の執行が効率的に行われる体制を確保している。

④子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は子会社の取締役等及び従業員に、当社の企業行動規範及びコンプライアンス規定に準拠し、それに基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させている。

Ⅱ．株式会社の業務の適正を確保するために取締役の職務執行を監査することに必要なものとして法務省令で定めた体制

1．監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役から監査役の職務を補助すべき従業員の配置要請があったときは、監査役と協議のうえ、同意を得て監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置する。

2．前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員を配置する場合は、取締役からの独立性を確保するために、当該従業員に対する指揮命令、報酬及び人事異動に関しては監査役会の同意を得る。

3．監査役の職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため、専任の従業員を置くものとする。従業員の人数、人選等については監査役と取締役が協議して決定する。

4．当社の取締役等及び従業員が監査役に報告するための体制

当社の取締役等及び従業員は、監査役会に報告すべきと思われる事項について、報告する。また、監査役会の定めるところに従い、監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

5．子会社の取締役等及び従業員から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、業務執行に関する事項について、当社監査役に報告すべきと思われる事項について、速やかに適切な報告を行う。

6．監査役へ報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告すべきと思われる報告を行った当社企業グループの取締役等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社企業グループの取締役等に周知徹底する。

7．監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当該監査役の職務の執行に必要な費用又は債務を当社が支給する。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役及び重要な従業員からヒアリング及び意見交換をする機会を確保するとともに、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換の会合を行う。また、内部監査部門と緊密な連携を保つこととする。

Ⅲ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては、毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持たない方針であり、この方針に基づき「企業行動規範」において反社会的勢力との関係遮断を明記している。

以 上

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度において、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っています。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が、取締役会13回に出席いたしました。その他、監査役会を13回、経営会議を4回、リスク管理委員会を4回、コンプライアンス委員会を1回開催しました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っています。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施しました。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,937,205	流動負債	2,479,652
現金及び預金	619,779	買掛金	703,230
受取手形	117,001	短期借入金	820,000
売掛金	941,746	関係会社短期借入金	300,000
契約資産	1,054	1年内返済予定の長期借入金	19,590
リース投資資産	564	リース債務	227,532
商品	10,437	未払金	4,024
貯蔵品	22,583	未払費用	206,261
前払費用	26,237	預り金	8,812
関係会社短期貸付金	30,000	賞与引当金	136,874
その他	167,804	その他	53,329
固定資産	5,486,118	固定負債	1,603,337
有形固定資産	3,623,226	長期借入金	5,500
建物	599,400	リース債務	788,220
構築物	45,664	退職給付引当金	656,853
機械及び装置	9,900	資産除去債務	52,943
車両運搬具	298,155	長期未払金	2,099
工具、器具及び備品	20,285	繰延税金負債	97,722
土地	1,621,220	負債合計	4,082,989
リース資産	921,337	(純資産の部)	
建設仮勘定	107,265	株主資本	2,580,220
無形固定資産	27,127	資本金	50,000
借地権	1,683	資本剰余金	111,072
ソフトウェア	20,678	資本準備金	1,072
その他	4,766	その他資本剰余金	110,000
投資その他の資産	1,835,765	利益剰余金	2,605,586
投資有価証券	1,212,310	利益準備金	40,000
関係会社株式	483,247	その他利益剰余金	2,565,586
出資金	61,980	圧縮記帳積立金	118,755
長期前払費用	31,445	別途積立金	1,261,000
その他	46,783	繰越利益剰余金	1,185,831
資産合計	7,423,323	自己株式	△186,438
		評価・換算差額等	760,114
		その他有価証券評価差額金	760,114
		純資産合計	3,340,334
		負債及び純資産合計	7,423,323

(記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。)

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,837,680
売上原価		6,297,030
売上総利益		540,650
販売費及び一般管理費		520,593
営業利益		20,057
営業外収益		
受取利息	749	
受取配当金	66,910	
営業車両売却益	7,394	
その他	10,670	85,723
営業外費用		
支払利息	25,521	
支払手数料	1,973	
営業車両売却損	1,131	
固定資産除却損	856	
その他	340	29,821
経常利益		75,959
税引前当期純利益		75,959
法人税、住民税及び事業税	2,895	
法人税等調整額	11,869	14,764
当期純利益		61,195

(記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。)

株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	
						圧縮記帳 積 立 金	別途積立金
2024 年 4 月 1 日 残 高	160,000	1,072	—	1,072	40,000	119,520	1,261,000
当期変動額							
資本金から剰余金への 振替	△110,000		110,000	110,000			
剰余金の配当							
当期純利益							
圧縮記帳積立金の取崩						△765	
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	△110,000	—	110,000	110,000	—	△765	—
2025 年 3 月 31 日 残 高	50,000	1,072	110,000	111,072	40,000	118,755	1,261,000

(記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計				
	繰越利益 剰 余 金					
2024 年 4 月 1 日 残 高	1,153,519	2,574,038	△113,047	2,622,063	851,124	3,473,187
当期変動額						
資本金から剰余金への 振替				—		—
剰余金の配当	△29,647	△29,647		△29,647		△29,647
当期純利益	61,195	61,195		61,195		61,195
圧縮記帳積立金の取崩	765	—		—		—
自己株式の取得			△73,391	△73,391		△73,391
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△91,010	△91,010
当期変動額合計	32,312	31,547	△73,391	△41,844	△91,010	△132,854
2025 年 3 月 31 日 残 高	1,185,831	2,605,586	△186,438	2,580,220	760,114	3,340,334

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……………先入先出法（石油製品類は移動平均法）による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法

なお、倉庫用建物のうち倉庫事業部の浜川崎倉庫は定額法で行っています。

また、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は、建物が2～50年、構築物が2～50年、車両運搬具が2～7年です。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

5. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

6. 収益及び費用の計上基準

収益の認識方法

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、以下の5ステップに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しています。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの履行義務の性質が、特定された財又はサービスを移転する前に支配し自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額を損益計算書に表示しております。取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社が得る権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、当社が第三者のために回収する額を除いています。

主な取引における収益の認識

(1) ドラム缶販売

受渡時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。

(2) 貨物自動車運送及びドラム缶配送

輸送期間の経過に伴い荷物は発地点から着地点に移動・近接し顧客はその便益を享受できることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、輸送期間に応じた進捗度に基づき収益を認識しています。

(3) 倉庫

保管業務においては顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受できるため、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、保管期間に応じた進捗度に基づき収益を認識しています。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得税に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等に金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

(単位：千円)

	報告セグメント			
	国内輸送 事業	国際物流 事業	ドラム缶・ ペール缶 事業	合計
売上高				
貨物自動車運送	3,834,721	—	—	3,834,721
港湾運送及び通関	—	184,349	—	184,349
倉庫	—	425,007	—	425,007
ドラム缶販売	—	—	1,648,997	1,648,997
ドラム缶配送	—	—	717,082	717,082
顧客との契約から生じた収益	3,834,721	609,356	2,366,079	6,810,156
その他の収益	27,524	—	—	27,524
計	3,862,245	609,356	2,366,079	6,837,680

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の「6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当該事業年度及び翌期事業年度の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度期首	当事業年度末
顧客との契約から生じた債権	1,147,676	1,058,747
契約資産	952	1,054

(2) 残存履行義務に分配した取引金額

当初の予想期間が1年を超える残存履行義務に分配した重要な取引価格はありません。
なお、当社は実務上の便法を適用し、当初の予想期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は記載しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 繰延税金資産

(1)当事業年度に係る計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	—	—
繰延税金負債と相殺前の金額	293,693	285,630

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっています。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 賃貸等不動産の評価

(1)当事業年度に係る計算書類に計上した額 有形固定資産 333,378千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

賃貸不動産は、賃料の低下や不動産価格の下落といった将来の市況変化等のリスクに晒されており、減損の兆候判定においては、賃貸不動産に係る市況等の見積りが伴います。当該見積りの仮定として不動産賃貸契約が継続されることを前提とし、社外の不動産鑑定士による価格調査に基づいた金額等により時価を見積もっています。当該見積りが、不動産賃貸契約の変更に伴う収益性の低下及び土地・建物等の時価の下落等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、減損損失が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 5,867,055千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く) | |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 21,311千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 33,649千円 |
| 3. 担保に供している資産 | |
| 土地 | 1,267,601千円 |
| 建物 | 241,027千円 |
| 投資有価証券 | 209,152千円 |
| 計 | 1,717,780千円 |
| 担保に係る債務の金額 | |
| 短期借入金 | 620,000千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 7,470千円 |
| 長期借入金 | 5,500千円 |
| 計 | 632,970千円 |
| 4. 保証債務 | |
| 仕入債務保証 | |
| 京極石油株式会社 | 70,000千円 |
| 5. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約 | |
| 当社は、運転資金の効率な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度の借入未実行残高は次のとおりです。 | |
| 当座貸越極度額及び
貸出コミットメント契約の総額 | 1,100,000千円 |
| 借入実行残高 | 550,000千円 |
| 差引計 | 550,000千円 |
| 6. 財務制限条項 | |
| コミットメントライン総額のうち800,000千円は2023年2月に当社が契約を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されております。 | |
| ① 各事業年度の決算期又は中間決算期の末日における連結の貸借対照表に示される純資産の金額について、前連結会計年度の末日における純資産の部の合計額の75%以上に維持すること。 | |

- ② 各連結会計年度の末日における連結の損益計算書において、営業損益の金額を 2 期連続マイナスにしないこと。
- ③ 各事業年度の末日における単体の損益計算書において、営業損益の金額を 2 期連続マイナスにしないこと。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引(収入分)	13,343千円
営業取引(支出分)	183,618千円
営業取引以外の取引(収入分)	11,998千円
営業取引以外の取引(支出分)	2,489千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の数 普通株式 3,200,000株
2. 当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 325,299株
3. 剰余金の配当に関する事項

当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	29,647千円	10円	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

付 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	28,747千円	10円	2025年 3月31日	2025年 6月26日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	17,293千円
賞与引当金	41,719千円
退職給付引当金	204,561千円
資産除去債務	16,523千円
投資有価証券評価損	12,871千円
その他	22,057千円
繰延税金資産小計	315,025千円
評価性引当額	△29,394千円
繰延税金資産合計	285,630千円

繰延税金負債

未収事業税	△2,475千円
資産除去債務に対応する除去費用	△1,551千円
その他有価証券評価差額金	△326,187千円
固定資産圧縮積立金	△53,139千円
繰延税金負債合計	△383,352千円
繰延税金負債の純額	97,722千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異のあるときの当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.7%
住民税均等割額	3.8%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△4.4%
その他	△2.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.4%

3. 決算日後における法人税等の税率の変更

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2026年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、従来の30.5%から31.2%に変更される見込みです。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、主に国内輸送事業を行うための設備投資計画に必要な資金と短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。また、一時的な余資による金融資産の運用は行っていません。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券は、主に取引先企業等との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資

に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年後であります。借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規定及び売掛金回収規定に従い、営業債権について各事業における回収責任者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しています。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部所からの報告に基づき経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性維持のため、毎月資金予算会を開催し、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等(貸借対照表計上額 153,968千円)は、その他有価証券及び関係会社株式には含めていません。

また、現金及び預金、受取手形、売掛金、買掛金及び短期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
資産			
投資有価証券			
その他有価証券	1,160,851	1,160,851	—
関係会社株式	380,738	380,738	—
資産計	1,541,589	1,541,589	—
負債			
長期借入金	5,500	5,435	△65
リース債務	1,015,752	1,014,911	△841
負債計	1,021,252	1,020,346	△906

(金融商品の時価のレベルごとの内容に関する事項)

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した価格

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した価格

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	1,160,851	—	—	1,160,851
関係会社株式	380,738	—	—	380,738

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	5,435	—	5,435
リース債務	—	1,014,911	—	1,014,911

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(賃貸等不動産の状況に関する注記)

当社は、埼玉県その他の地域において、店舗設備等（土地を含む）を有しています。

1. 賃貸等の不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額 (千円)	決算日における時価 (千円)
333,378	342,836

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額となります。

(注2) 時価は、主要な物件について社外の不動産鑑定士による価格調査に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。その他の物件は自社にて路線価等の指標により調整を行った金額となります。

(持分法損益等に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	23,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	138,554千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	21,402千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

属 性	会社名	住 所	資 本 金 (千円)	事業内容	議決権等の 所有割合		関係内容		取 引 容	取引金額 (千円) (注) 1	科 目	期末残高 (千円) (注) 1
					直接 (%)	間接 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	京極石油(株)	東 京 都 中央区	40,000	石油製品 等の販売	100	—	2 名	石 油 の 製 購 品 の ・ 債 保 入 務 証 金 の 付 他	資 金 の 貸 付	—	関係会社 短期貸付 金	30,000
									利 息 の 受 取 (注) 2	526		
									債 務 保 証 (注) 3	70,000	—	—
									保 証 料 の 受 入 れ (注) 3	—		
	日本タンクサービス(株)	神 奈 川 県 川 崎 市 川 崎 区	30,000	石油・化学 品等貯蔵 タンク洗 浄	96.7	—	2 名	資 金 の 借 入 他	資 金 の 借 入	300,000	関係会社 短期借入 金	300,000
									利 息 の 支 払	2,489		

(注) 1 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれていません。

2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

3 京極石油(株)の仕入取引につき、債務保証を行ったものであり、年率0.4%の保証料を受領しています。

その他の関係会社の子会社

属 性	会社名	住 所	資 本 金 (千円)	事業内容	議決権等の 被所有割合		関係内容		取 引 容	取引金額 (千円) (注) 1	科 目	期末残高 (千円) (注) 1
					直接 (%)	間接 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係				
そ の 他 の 関 係 会 社 の 子 会 社	ENEOS(株)	東京都 千代田区	30,000,000	石油製品 の精製・ 販売、ガ スの輸 入・販 売、電力 の発電・ 販売	—	—	—	石油製品 の配 送・ 荷役 ・ 他	ドラム 缶購入 他 (注) 2	55,413	買掛金	9,996
											未払費用	2,196
									貨物自 動車運 送等 (注) 2	1,625,297	売掛金	155,394
											立替金	3,125

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれていま
す。

2 取引条件ないし取引条件の決定方針

ENEOS(株)の石油製品類配送及び荷役作業他、ドラム缶販売、運賃・作業料率、その他の取引につ
いては、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、毎期交渉のうえ、一般取引条件と同
様に決定しています。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,161円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 20円85銭 |

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

京極運輸商事株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 滝 沢 勝 己
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 越 後 大 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京極運輸商事株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、2024年度監査役監査基本計画書により監査基本方針並びに重点監査項目及び職務の分担等を定めました。また監査役会を定期的に開催し各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け情報の共有に努めるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規定及び監査役監査基準とその実務指針に準拠し、監査役監査基本計画書に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況等を調査いたしました。また、子会社については、取締役会等の議事録を閲覧のうえ子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また会計監査人等による往査に、常勤監査役が立会い、業務及び財産の状況等を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、これを精査し意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討を加え、且つ会計監査人の監査の相当性についても検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月28日

京極運輸商事株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 児 玉 達 也 ㊞

社 外 監 査 役 市 川 静 代 ㊞

社 外 監 査 役 瀬 瀬 良 二 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

名称 中央区立総合スポーツセンター 4 階（第 1・第 2 会議室）
 場所 東京都中央区日本橋浜町二丁目 5 9 番 1 号
 電話 03-3666-1501



- 経路
- ① 都営地下鉄新宿線浜町駅下車 A1 番出口 徒歩4分
 - ② 東京メトロ半蔵門線水天宮前駅下車 7 番出口 徒歩12分
 - ③ 東京メトロ日比谷線人形町駅下車 A2 番出口 徒歩10分
 - ④ 都営地下鉄浅草線東日本橋駅下車 B1 番出口 徒歩12分
 - ⑤ 都バス「錦11 亀戸駅前ー築地駅前」浜町二丁目バス停 徒歩4分

※株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取りやめさせていただいておりますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
 デザインフォントを採用しています。